

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

○ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）	1
○ 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）	39
○ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）	40
○ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）	41
○ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）	42
○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）	43
○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）	44
○ 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）	45
○ 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）	47
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	50
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	57
○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）	59
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）	61
○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）	62
○ 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）	63
○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）	64

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 企業立地促進計画及びこれに基づく措置（第十条―第二十六条）</p> <p>第二節 住民の帰還の促進を図るための措置</p> <p>第一款 公営住宅法の特例等（第二十七条―第三十一条）</p> <p>第二款 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画（第三十二条）</p> <p>第三款 帰還環境整備事業計画及びこれに基づく措置（第三十二条―第三十五条）</p> <p>第四款 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等（第三十六条―第三十八条）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第一款 公営住宅法の特例等（第三十九条―第四十四条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 企業立地促進計画及びこれに基づく措置（第十条―第二十五条）</p> <p>第二節 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等（第二十六条―第二十八条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第一款 公営住宅法の特例等（第二十九条―第三十四条）</p>

第二款 生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置（

第四十五条―第四十八条）

第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して

暮らすことのできる生活環境の実現のための措置（

第四十九条―第六十条）

第五章 （略）

第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置（第六十

一条―第七十三条）

第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例（第七十四条

・第七十五条）

第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等（第七

十六条―第八十条）

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

（第八十一条―第八十六条）

第七章 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必

要な措置（第八十七条―第九十四条）

第八章 原子力災害からの福島復興再生協議会（第九十五条

）

第九章 雑則（第九十六条―第一百条）

附則

（福島復興再生基本方針の策定等）

第二款 生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置（

第三十五条―第三十八条）

第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して

暮らすことのできる生活環境の実現のための措置（

第三十九条―第五十条）

第五章 （略）

第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置（第五十

一条―第六十三条）

第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例（第六十四条

・第六十五条）

第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等（第六

十六条―第七十条）

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

（第七十一条―第七十六条）

第七章 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必

要な措置（第七十七条―第八十二条）

第八章 原子力災害からの福島復興再生協議会（第八十三条

）

第九章 雑則（第八十四条―第八十八条）

附則

（福島復興再生基本方針の策定等）

第五条 (略)

2 福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇四 (略)

五 第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

六 (略)

七 第八十一条第一項に規定する重点推進計画の同条第五項の認定に関する基本的な事項

八 関連する東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及び原子力発電所の事故による災害をいう。第三十二条第一項第二号において同じ。）からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

九 (略)

三〇七 (略)

(海岸法の特例)

第十三条 (略)

2 前項の規定による指定は、海岸管理者（海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下この条及び第六十八条第二項第二号において同じ。）である福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

三〇五 (略)

第五条 (略)

2 福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇四 (略)

五 第五十一条第一項に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

六 (略)

七 第七十一条第一項に規定する重点推進計画の同条第五項の認定に関する基本的な事項

八 関連する東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及び原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

九 (略)

三〇七 (略)

(海岸法の特例)

第十三条 (略)

2 前項の規定による指定は、海岸管理者（海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下この条及び第五十八条第二項第二号において同じ。）である福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

三〇五 (略)

(避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定等)

第二十条 (略)

2 (略)

3 福島県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 避難解除等区域復興再生推進事業の実施が避難解除等区域への住民の帰還の促進その他の避難解除等区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。

三 (略)

4～6 略

(認定事業者に対する課税の特例)

第二十三条 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従つて避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者(第三十六条の規定により福島県知事の承認を受けたものを除く。)が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の

(避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定等)

第二十条 (略)

2 (略)

3 福島県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 避難解除等区域復興再生推進事業の実施が避難解除等区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。

三 (略)

4～6 (略)

(認定事業者に対する課税の特例)

第二十三条 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従つて避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者(第二十六条の規定により福島県知事の承認を受けたものを除く。)が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の

被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十四条 認定事業者（第三十七条の規定により福島県知事の確認を受けたものを除く。）が、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って、原子力災害の被災者である労働者を、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十五条 避難指示であつて第四条第四号ロ又はハに掲げる指示であるものの対象となつた区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していた認定事業者であつて、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕（以下この条において「施設の新設等」という。）をするものが、当該施設の新設等に要する費用の支出に充てるための準備金を積み立てた場合には、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十四条 認定事業者（第二十七条の規定により福島県知事の確認を受けたものを除く。）が、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って、原子力災害の被災者である労働者を、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（新設）

(認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、福島県又は市町村(避難解除区域等をその区域に含む市町村に限る。以下この条及び第三十八条において同じ。)が、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者(第三十八条の規定により福島県知事の確認を受けたものを除く。)について、当該事業に対する事業税、当該事業の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該事業の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、福島県又は市町村のこれらの措置による減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。)は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、福島県又は市町村に対して交付すべき特別交付税の算定の基礎に算入するものとする。

(認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、福島県又は市町村(避難解除区域等をその区域に含む市町村に限る。以下この条及び第二十八条において同じ。)が、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者(第二十八条の規定により福島県知事の確認を受けたものを除く。)について、当該事業に対する事業税、当該事業の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該事業の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、福島県又は市町村のこれらの措置による減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。)は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、福島県又は市町村に対して交付すべき特別交付税の算定の基礎に算入するものとする。

第二節 住民の帰還の促進を図るための措置

第一款 公営住宅法の特例等

(公営住宅に係る国の補助の特例)

第二十七条 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体（以下「事業主体」という。）が、避難指示・解除区域（避難指示区域（現に避難指示であつて第四条第四号イからハマでに掲げる指示であるものの対象となつてゐる区域をいう。以下同じ。）及び避難解除区域をいう。第三十一条及び第三十三条第一項において同じ。）に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者であつて当該住宅の存した市町村に帰還するもの（以下「特定帰還者」という。）に賃貸又は転貸するため同法第二条第七号に規定する公営住宅の整備をする場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用し、同法第八条第一項ただし書及び第十七条第三項ただし書並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号。以下「激甚災害法」という。）第二十二條第一項ただし書の規定は、適用しない。

(新設)

(新設)

(新設)

公営住宅法第	次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害復興再生特別措置法（平	事業主体が特定帰還者（福島復興再生特別措置法（平
--------	--------------------------------------	--------------------------

八条第一項	害により滅失した住宅に居住していた	成二十四年法律第二十五号（第二十七条に規定する特定帰還者をいう。第十七条第三項において同じ。）である
公営住宅法第十七条第三項	同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた	特定帰還者である
激甚災害法第二十二條第一項	激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた	特定帰還者（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十七条に規定する特定帰還者をいう。）である

（公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例）

第二十八条 特定帰還者については、当分の間、公営住宅法第二十条第二号（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第二十三条各号（住宅地区改良法第二十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなす。

（新設）

(特定帰還者向け公営住宅等の処分の特例)

第二十九条 第二十七条の規定により読み替えられた公営住宅法第八條第一項若しくは激甚災害法第二十二條第一項の規定による国の補助を受け、又は第三十四條第三項に規定する帰還環境整備交付金(次項において「帰還環境整備交付金」という。)若しくは東日本大震災復興特別区域法第七十八條第三項に規定する復興交付金(以下「復興交付金」という。)を充てて特定帰還者に賃貸するため建設又は買取りをした公営住宅法第二條第二号に規定する公営住宅(当該公営住宅に係る同條第九号に規定する共同施設(以下「共同施設」という。)を含む。)に対する同法第四十四條第一項及び第二項並びに附則第十五項の規定の適用については、同條第一項中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同條第二項中「又はこれらの修繕若しくは改良」とあるのは「若しくはこれらの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第六條の地域住宅計画に基づく事業若しくは事務の実施」と、同法附則第十五項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とあるのは「その耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

2 | 事業主体は、第二十七條の規定により読み替えられた公営住宅法第八條第一項若しくは激甚災害法第二十二條第一項の規定によ

(新設)

る国の補助を受け、若しくは帰還環境整備交付金若しくは復興交付金を充てて特定帰還者に賃貸するため建設若しくは買取りをし、又は特定帰還者に転貸するため借上げをした公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅（当該公営住宅に係る共同施設を含む。）について、当該事業主体である地方公共団体の区域内の住宅事情からこれを引き続いて管理する必要があると認めるときは、同法第四十四条第三項の規定にかかわらず、当該公営住宅の用途を廃止することができる。この場合において、当該事業主体は、当該公営住宅の用途を廃止した日から三十日以内にその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

（独立行政法人都市再生機構法の特例）

第三十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、福島において、福島の地方公共団体からの委託に基づき、同条第三項各号の業務（特定帰還者に対する住宅及び宅地の供給に係るものに限る。）を行うことができる。

（独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資）

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、避難指示・解除区域原子力災害代替建築物（住宅）（同法第二条第一項に規定する住宅をいう。第四十三条に

（新設）

（新設）

において同じ。)又は主として住宅部分(同法第二条第一項に規定する住宅部分をいう。第四十三条において同じ。)から成る建築物が避難指示・解除区域内に存する場合におけるこれらの建築物又は建築物の部分に代わるべき建築物又は建築物の部分であつて、当該避難指示・解除区域をその区域に含む市町村の区域内に存し、又は存することとなるものをいう。同条において同じ。)の建設又は購入に必要な資金(当該避難指示・解除区域原子力災害代替建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。)を貸し付けることができる。

第二款 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画

(新設)

第三十二条 次に掲げる条件のいずれにも該当する避難解除区域等内の区域であつて、円滑かつ迅速な復興及び再生を図るために復興再生拠点市街地(避難解除区域等内の帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地をいう。以下この項において同じ。)を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の復興再生拠点市街地形成施設(復興再生拠点市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設(事務所、事業所その他の業務施設で、避難解除区域等の基幹的な産業の復興及び再生、当該避難解除区域等内の地域における雇用の創出並びに良好な市街地の形成に寄与するもの)のうち、こ

(新設)

の項に規定する特定公益的施設以外のものをいう。次項第一号において同じ。）又は特定公益的施設（教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、地域住民の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。同号において同じ。）及び特定公共施設（道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。同号において同じ。）をいう。以下同じ。）を定めることができる。

一 円滑かつ迅速な復興及び再生を図るために当該避難解除区域等内の帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点として一体的に整備される自然的経済的社会的条件を備えていること。

二 当該区域内の土地の大部分が建築物（東日本大震災により損傷した建築物及び長期にわたる住民の避難に伴い利用が困難となつた建築物を除く。）の敷地として利用されていないこと。

2| 一 団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住宅施設、特定業務施設又は特定公益的施設及び特定公共施設の位置及び規模

二 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度

3| 一 団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画は、次に掲げるところに従って定めなければならない。

一 前項第一号に規定する施設は、当該避難解除区域等内の帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点としての機能が確保されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

二 避難解除等区域復興再生計画に適合するよう定めること。

第三款 帰還環境整備事業計画及びこれに基づく措置

(帰還環境整備事業計画の作成等)

第三十三条 避難指示・解除区域市町村（避難指示・解除区域をその区域に含む市町村をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）若しくは特定市町村（避難指示・解除区域市町村以外の福島の市町村であつて、その区域における放射線量その他の事項を勘案して次項第二号へに掲げる事業を実施する必要があるものとして復興庁令で定めるものをいう。以下同じ。）の長若しくは福島県知事は単独で、又は、避難指示・解除区域市町村若しくは特定市町村の長と福島県知事は共同して、住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業に関する計画（以下「帰還環境整備事業計画」という。）を作成することができる。

2 帰還環境整備事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 帰還環境整備事業計画の目標

二 住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業であつて次に掲げるものに関する事項（特定市町村の長が単独で、又は

(新設)

(新設)

、特定市町村の長と福島県知事が共同して作成する帰還環境整備事業計画にあつては、へに掲げる事業に関する事項に限る。

イ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業

ロ 一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業

ハ 道路法第二条第一項に規定する道路の新設又は改築に関する事業

ニ 公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅（以下「公営住宅」という。）の整備又は管理に関する事業

ホ 土地改良法第二条第二項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる土地改良事業

ヘ 放射線量の測定のための機器を用いた住民の被ばく放射線量の評価に関する事業その他住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業として復興庁令で定めるもの

ト その他復興庁令で定める事業

三 前号に規定する事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項

四 計画期間

五 前各号に掲げるもののほか、住民の帰還の促進を図るための環境の整備に関し必要な事項

（帰還環境整備交付金の交付等）

（新設）

- 第三十四条 避難指示・解除区域市町村、特定市町村又は福島県（次項において「避難指示・解除区域市町村等」という。）は、同項の交付金を充てて帰還環境整備事業計画に基づく事業又は事務（同項において「帰還環境整備交付金事業等」という。）の実施をしようとするときは、復興庁令で定めるところにより、当該帰還環境整備事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 国は、避難指示・解除区域市町村等に対し、前項の規定により提出された帰還環境整備事業計画に係る帰還環境整備交付金事業等の実施に要する経費に充てるため、復興庁令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
- 3 前項の規定による交付金（次項及び次条において「帰還環境整備交付金」という。）を充てて行う事業又は事務に要する費用については、土地区画整理法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、帰還環境整備交付金の交付に関し必要な事項は、復興庁令で定める。

（東日本大震災復興特別区域法の準用）

第三十五条 東日本大震災復興特別区域法第八十一条から第八十三条までの規定は、帰還環境整備交付金について準用する。この場合において、同法第八十一条第一項中「特定市町村又は特定都道府県」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十四条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村等（以下「避難指示・解除区域

（新設）

市町村等」という。）」と、同条第二項及び同法第八十三条中「特定市町村又は特定都道府県」とあるのは「避難指示・解除区域市町村等」と、同法第八十二条中「」は、復興交付金事業計画」とあるのは「」は、福島復興再生特別措置法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画（以下「帰還環境整備事業計画」という。）」と、「同法」とあるのは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」と、「確定は、復興交付金事業計画」とあるのは「確定は、帰還環境整備事業計画」と、同法第八十三条第一項中「復興交付金事業計画」とあるのは「帰還環境整備事業計画」と、「復興交付金事業等」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等」と読み替えるものとする。

第四款 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等

第三十六条・第三十七条 (略)

(既存の事業所に係る個人事業者等に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十八条 第二十六条の規定は、地方税法第六条の規定により、福島県又は市町村が、避難解除区域等内において事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した個人事業者又は法人(避

第二節 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等

第二十六条・第二十七条 (略)

(既存の事業所に係る個人事業者等に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十八条 第二十五条の規定は、地方税法第六条の規定により、福島県又は市町村が、避難解除区域等内において事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した個人事業者又は法人(避

難指示の対象となった区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していたことについて、復興庁令で定めるところにより福島県知事の確認を受けたものに限る。）について、当該事業に対する事業税、当該事業の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該事業の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

（公営住宅に係る国の補助の特例）

第三十九条 事業主体が、避難指示区域に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者（特定帰還者である者を除く。以下「居住制限者」という。）に賃貸又は転貸するため公営住宅法第二条第七号に規定する公営住宅の整備をする場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用し、同法第八条第一項ただし書及び第十七条第三項ただし書並びに激甚災害法第二十二條第一項ただし書の規定は、適用しない。

難指示の対象となった区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していたことについて、復興庁令で定めるところにより福島県知事の確認を受けたものに限る。）について、当該事業に対する事業税、当該事業の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該事業の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

（公営住宅に係る国の補助の特例）

第二十九条 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体（以下「事業主体」という。）が、避難指示区域（現に避難指示であつて第四条第四号イからハまでに掲げる指示であるものの対象となっている区域をいう。以下同じ。）に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者（以下「居住制限者」という。）に賃貸又は転貸するため同法第二条第七号に規定する公営住宅の整備をする場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用し、同法第八条第一項ただし書及び第十七条第三項ただし書並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭

公営住宅法第八條第一項	次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた	事業主体が第十一条第一項に規定する交付申請書を提出する日において居住制限者（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十九条に規定する居住制限者をいう。第十七条第三項において同じ。）である
(略)	(略)	(略)
激甚災害法第二十二條第一項	激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた	公営住宅法第十一条第一項に規定する交付申請書を提出する日において居住制限者（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十九条に規定する居住制限者をいう。）である

和三十七年法律第百五十号。以下この条及び第三十一条において「激甚災害法」という。）第二十二條第一項ただし書の規定は、適用しない。

公営住宅法第八條第一項	次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた	事業主体が第十一条第一項に規定する交付申請書を提出する日において居住制限者（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十九条第一項に規定する居住制限者をいう。第十七条第三項において同じ。）である
(略)	(略)	(略)
激甚災害法第二十二條第一項	激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた	公営住宅法第十一条第一項に規定する交付申請書を提出する日において居住制限者（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十九条第一項に規定する居住制限者をいう。）である

2

前項の規定により読み替えられた公営住宅法第八條第一項若しくは激甚災害法第二十二條第一項の規定による国の補助に係る公営住宅（公営住宅法第二條第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）又は事業主体が居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅の入居者は、平成二十六年三月十日までの間は、居住

制限者でなければならない。

(公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例)

第四十条 居住制限者については、公営住宅法第二十三条第二号(住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。)
に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第二十三条各号(住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。)
に掲げる条件を具備する者とみなす。

(居住制限者向け公営住宅等の処分の特例)

第四十一条 第三十九条の規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法第二十二條第一項の規定による国の補助を受け、又は第四十六條第三項に規定する生活拠点形成交付金(次項において「生活拠点形成交付金」という。)若しくは復興交付金を充てて居住制限者に賃貸するため建設又は買取りをした公営住宅(当該公営住宅に係る共同施設を含む。)
に対する公営住宅法第四十四条第一項及び第二項並びに附則第十五項の規定の適用については、同条第一項中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第二項中「又はこれらの修繕若しくは改良」とあるのは「若しくはこれらの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第六条の地域住宅計

(公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例)

第三十条 居住制限者については、公営住宅法第二十三条第二号(住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九条第一項において準用する場合を含む。)
に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第二十三条各号(住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。)
に掲げる条件を具備する者とみなす。

(居住制限者向け公営住宅等の処分の特例)

第三十一条 第二十九条第一項の規定により読み替えられた公営住宅法第八條第一項若しくは激甚災害法第二十二條第一項の規定による国の補助を受け、又は第三十六條第三項に規定する生活拠点形成交付金(次項において「生活拠点形成交付金」という。)若しくは東日本大震災復興特別区域法第七十八條第三項に規定する復興交付金(次項及び第八十條第一項において「復興交付金」という。)
を充てて居住制限者に賃貸するため建設又は買取りをした公営住宅(当該公営住宅に係る公営住宅法第二条第九号に規定する共同施設(次項において「共同施設」という。)
を含む。)
に対する公営住宅法第四十四条第一項及び第二項並びに附則第十五項の規定の適用については、同条第一項中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第二項中「又はこれらの修繕若しくは

画に基づく事業若しくは事務の実施」と、同法附則第十五項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とあるのは「その耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

2 事業主体は、第三十九条の規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法第二十二条第一項の規定による国の補助を受け、若しくは生活拠点形成交付金若しくは復興交付金を充てて居住制限者に賃貸するため建設若しくは買取りをし、又は居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅（当該公営住宅に係る共同施設を含む。）について、当該事業主体である地方公共団体の区域内の住宅事情からこれを引き続いて管理する必要がないと認めるときは、公営住宅法第四十四条第三項の規定にかかわらず、当該公営住宅の用途を廃止することができる。この場合において、当該事業主体は、当該公営住宅の用途を廃止した日から三十日以内にその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

（独立行政法人都市再生機構法の特例）

第四十二条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生

改良」とあるのは「若しくはこれらの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条の地域住宅計画に基づく事業若しくは事務の実施」と、同法附則第十五項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とあるのは「その耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

2 事業主体は、第二十九条第一項の規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法第二十二条第一項の規定による国の補助を受け、若しくは生活拠点形成交付金若しくは復興交付金を充てて居住制限者に賃貸するため建設若しくは買取りをし、又は居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅（当該公営住宅に係る共同施設を含む。）について、当該事業主体である地方公共団体の区域内の住宅事情からこれを引き続いて管理する必要がないと認めるときは、公営住宅法第四十四条第三項の規定にかかわらず、当該公営住宅の用途を廃止することができる。この場合において、当該事業主体は、当該公営住宅の用途を廃止した日から三十日以内にその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

（独立行政法人都市再生機構法の特例）

第三十二条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生

機構法第十一条第一項に規定する業務のほか、福島において、福島島の地方公共団体からの委託に基づき、同条第三項各号の業務（居住制限者に対する住宅及び宅地の供給に係るものに限る。）を行うことができる。

（独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資）

第四十三条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法第十三条第一項に規定する業務のほか、原子力災害代替建築物（住宅又は主として住宅部分から成る建築物が避難指示区域内に存する場合におけるこれらの建築物又は建築物の部分に代わるべき建築物又は建築物の部分（避難指示・解除区域原子力災害代替建築物に該当するものを除く。）をいう。）の建設又は購入に必要な資金（当該原子力災害代替建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）を貸し付けることができる。

第四十四条・第四十五条 （略）

（生活拠点形成交付金の交付等）

第四十六条 （略）

2 （略）

3 前項の規定による交付金（次項及び第四十八条において「生活

機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、福島において、福島島の地方公共団体からの委託に基づき、同条第三項各号の業務（居住制限者に対する住宅及び宅地の供給に係るものに限る。）を行うことができる。

（独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資）

第三十三条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、原子力災害代替建築物（住宅（同法第二条第一項に規定する住宅をいう。）又は主として住宅部分（同法第二条第一項に規定する住宅部分をいう。）から成る建築物が避難指示区域内に存する場合におけるこれらの建築物又は建築物の部分に代わるべき建築物又は建築物の部分（避難指示区域内に存する場合におけるこれらの建築物又は建築物の部分に代わるべき建築物又は建築物の部分（避難指示・解除区域原子力災害代替建築物に該当するものを除く。）をいう。）の建設又は購入に必要な資金（当該原子力災害代替建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）を貸し付けることができる。

第三十四条・第三十五条 （略）

（生活拠点形成交付金の交付等）

第三十六条 （略）

2 （略）

3 前項の規定による交付金（次項及び第三十八条において「生活

拠点形成交付金」という。)を充てて行う事業又は事務に要する費用については、公営住宅法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 (略)

(生活の拠点の形成に当たつての配慮)

第四十七条 (略)

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第四十八条 東日本大震災復興特別区域法第八十一条から第八十三条までの規定は、生活拠点形成交付金について準用する。この場合において、同法第八十一条第一項中「特定市町村又は特定都道県」とあるのは「福島復興再生特別措置法第四十六条第一項に規定する福島県等(以下「福島県等」という。)」と、同条第二項及び同法第八十三条中「特定市町村又は特定都道県」とあるのは「福島県等」と、同法第八十二条中「」は、復興交付金事業計画「とあるのは」は、福島復興再生特別措置法第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画(以下「生活拠点形成事業計画」という。)」と、「同法」とあるのは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」と、「確定は、復興交付金事業計画」とあるのは「確定は、生活拠点形成事業計画」と、同法第八十三条第一項中「復興交付金事業計画」とあるのは「生活拠点形成事業計画」と、「復興交付金事業等」とあるのは「福島復興再生

拠点形成交付金」という。)を充てて行う事業又は事務に要する費用については、公営住宅法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 (略)

(生活の拠点の形成に当たつての配慮)

第三十七条 (略)

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第三十八条 東日本大震災復興特別区域法第八十一条から第八十三条までの規定は、生活拠点形成交付金について準用する。この場合において、同法第八十一条第一項中「特定市町村又は特定都道県」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第一項に規定する福島県等(以下「福島県等」という。)」と、同条第二項及び同法第八十三条中「特定市町村又は特定都道県」とあるのは「福島県等」と、同法第八十二条中「」は、復興交付金事業計画「とあるのは」は、福島復興再生特別措置法第三十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画(以下「生活拠点形成事業計画」という。)」と、「同法」とあるのは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」と、「確定は、復興交付金事業計画」とあるのは「確定は、生活拠点形成事業計画」と、同法第八十三条第一項中「復興交付金事業計画」とあるのは「生活拠点形成事業計画」と、「復興交付金事業等」とあるのは「福島復興再生

特別措置法第四十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等」と読み替えるものとする。

第四十九条〜第五十三条 (略)

(除染等の措置等の迅速な実施等)

第五十四条 国は、福島 of 健全な復興を図るため、福島 of 地方公共団体と連携して、福島における除染等の措置等(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十五条第一項に規定する除染等の措置等をいう。第三項及び第五十六条において同じ。)を迅速に実施するものとする。

2・3 (略)

第五十五条〜第五十九条 (略)

(その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置)

第六十条 国は、第五十一条から前条までに定めるもののほか、福島において、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

特別措置法第三十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等」と読み替えるものとする。

第三十九条〜第四十三条 (略)

(除染等の措置等の迅速な実施等)

第四十四条 国は、福島 of 健全な復興を図るため、福島 of 地方公共団体と連携して、福島における除染等の措置等(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十五条第一項に規定する除染等の措置等をいう。第三項及び第四十六条において同じ。)を迅速に実施するものとする。

2・3 (略)

第四十五条〜第四十九条 (略)

(その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置)

第五十条 国は、第四十一条から前条までに定めるもののほか、福島において、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(産業復興再生計画の認定)

第六十一条 (略)

2 産業復興再生計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 第一号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする産業復興再生事業(次に掲げる事業で、第六十三条から第七十三条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。)の内容及び実施主体に関する事項

イ 福島特例通訳案内士育成等事業(福島において福島特例通訳案内士(第六十三条第二項に規定する福島特例通訳案内士をいう。)の育成、確保及び活用を図る事業をいう。)

ロ・ニ (略)

ホ 流通機能向上事業(流通業務施設(トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。以下ホ及び第七十一条第二項において同じ。)を中核として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図る事業又は輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業(当該事業の用に供する流通業務施設の整備を行う事業を含む。)であって、福島における流通機能の向上に資するものをいう。)

へ・ト (略)

四 前号に規定する産業復興再生事業(この第六十三条から第七

(産業復興再生計画の認定)

第五十一条 (略)

2 産業復興再生計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 第一号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする産業復興再生事業(次に掲げる事業で、第五十三条から第六十三条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。)の内容及び実施主体に関する事項

イ 福島特例通訳案内士育成等事業(福島において福島特例通訳案内士(第五十三条第二項に規定する福島特例通訳案内士をいう。)の育成、確保及び活用を図る事業をいう。)

ロ・ニ (略)

ホ 流通機能向上事業(流通業務施設(トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。以下ホ及び第六十一条第二項において同じ。)を中核として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図る事業又は輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業(当該事業の用に供する流通業務施設の整備を行う事業を含む。)であって、福島における流通機能の向上に資するものをいう。)

へ・ト (略)

四 前号に規定する産業復興再生事業(この第五十三条から第六

十三条までの規定による特別の措置の内容

五 (略)

3 前項の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第六十三条から第七十一条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第七十二条の規定による政令若しくは復興庁令（告示を含む。）・主務省令（第九十七条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。第七十二条及び第七十三条において「復興庁令・主務省令」という。）又は第七十三条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 福島県知事は、産業復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び第二項第三号に規定する実施主体（第六十七条及び第七十条を除き、以下「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

5 〽11 (略)

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第六十二条 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十一条まで（同条第七項を除く。）の規定は、産業復興再生計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「

十三条までの規定による特別の措置の内容

五 (略)

3 前項の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第五十三条から第六十一条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第六十二条の規定による政令若しくは復興庁令（告示を含む。）・主務省令（第八十五条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。第六十二条及び第六十三条において「復興庁令・主務省令」という。）又は第六十三条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 福島県知事は、産業復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び第二項第三号に規定する実施主体（第五十七条及び第六十条を除き、以下「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

5 〽11 (略)

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第五十二条 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十一条まで（同条第七項を除く。）の規定は、産業復興再生計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「

福島復興再生特別措置法第六十一条第九項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第六十一条第十項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあり、同法第十一条第一項中「申請をしようとする特定地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は認定地方公共団体（以下この条及び次条において「認定地方公共団体等」という。）」とあり、同条第二項、第三項及び第八項中「認定地方公共団体等」とあり、並びに同条第六項中「当該提案をした認定地方公共団体等」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは「福島復興再生特別措置法第六十一条第九項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第六十一条第四項から第十一項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第六十一条第九項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第六十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業（以下「産業復興再生事業」という。）」と、同法第八条第二項、第十条第二項並びに第十一条第一項及び第八項中「復興推進事業」とあるのは「産業復興再生事業」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興

福島復興再生特別措置法第五十一条第九項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十一条第十項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあり、同法第十一条第一項中「申請をしようとする特定地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は認定地方公共団体（以下この条及び次条において「認定地方公共団体等」という。）」とあり、同条第二項、第三項及び第八項中「認定地方公共団体等」とあり、並びに同条第六項中「当該提案をした認定地方公共団体等」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十一条第九項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十一条第四項から第十一項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十一条第九項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業（以下「産業復興再生事業」という。）」と、同法第八条第二項、第十条第二項並びに第十一条第一項及び第八項中「復興推進事業」とあるのは「産業復興再生事業」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興

再生特別措置法第六十一条第九項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第六十一条第十一項」と、同法第十一条の見出し及び同条第八項中「復興特別意見書」とあるのは「福島復興再生特別意見書」と、同条第一項中「第八項並びに次条第一項」とあるのは「第八項」と、同項及び同条第八項中「申請に係る復興推進計画の区域」とあり、並びに同条第二項中「復興推進計画の区域」とあるのは「福島県の区域」と、同条第四項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五条第一項に規定する福島復興再生基本方針」と、同条第五項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「同項の福島復興再生基本方針」と、同条第六項中「通知しなければ」とあるのは「通知するとともに、遅滞なく、かつ、適切な方法で、国会に報告しなければ」と、同条第九項中「復興特別意見書の提出」とあるのは「第六項の規定による内閣総理大臣の報告又は福島復興再生特別意見書の提出」と、「当該復興特別意見書」とあるのは「当該報告又は福島復興再生特別意見書」と読み替えるものとする。

2 (略)

(通訳案内士法の特例)

第六十三条 福島県知事が、第六十一条第二項第三号イに規定する福島特例通訳案内士育成等事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定（同条第九項の認定をいい、前条第一項

再生特別措置法第五十一条第九項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十一条第十一項」と、同法第十一条の見出し及び同条第八項中「復興特別意見書」とあるのは「福島復興再生特別意見書」と、同条第一項中「第八項並びに次条第一項」とあるのは「第八項」と、同項及び同条第八項中「申請に係る復興推進計画の区域」とあり、並びに同条第二項中「復興推進計画の区域」とあるのは「福島県の区域」と、同条第四項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五条第一項に規定する福島復興再生基本方針」と、同条第五項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「同項の福島復興再生基本方針」と、同条第六項中「通知しなければ」とあるのは「通知するとともに、遅滞なく、かつ、適切な方法で、国会に報告しなければ」と、同条第九項中「復興特別意見書の提出」とあるのは「第六項の規定による内閣総理大臣の報告又は福島復興再生特別意見書の提出」と、「当該復興特別意見書」とあるのは「当該報告又は福島復興再生特別意見書」と読み替えるものとする。

2 (略)

(通訳案内士法の特例)

第五十三条 福島県知事が、第五十一条第二項第三号イに規定する福島特例通訳案内士育成等事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定（同条第九項の認定をいい、前条第一項

において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この節において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該福島特例通訳案内士育成等事業に係る福島特例通訳案内士については、次項から第十三項までに定めるところによる。

2～6 (略)

7 通訳案内士法第三章の規定は、福島特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「福島特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「福島県」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第六十三条第七項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「福島特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第六十三条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第六十三条第七項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

8 通訳案内士法第四章の規定は、福島特例通訳案内士の業務につ

において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この節において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該福島特例通訳案内士育成等事業に係る福島特例通訳案内士については、次項から第十三項までに定めるところによる。

2～6 (略)

7 通訳案内士法第三章の規定は、福島特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「福島特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「福島県」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十三条第七項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「福島特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十三条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十三条第七項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

8 通訳案内士法第四章の規定は、福島特例通訳案内士の業務につ

いて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第六十三条第九項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項並びに同法第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「福島復興再生特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。

9～13 (略)

(商標法の特例)

第六十四条 福島県知事が、第六十一条第二項第三号ロに規定する商品等需要開拓事業（以下この条において「商品等需要開拓事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該産業復興再生計画に記載された第七項の実施期間内に限り、当該商品等需要開拓事業については、次項から第六項までの規定を適用する。

2～6 (略)

7 第一項の産業復興再生計画には、第六十一条第二項第三号に掲げる事項として、商品等需要開拓事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

(種苗法の特例)

第六十五条 福島県知事が、第六十一条第二項第三号ハに規定する

いて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十三条第九項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項並びに同法第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「福島復興再生特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。

9～13 (略)

(商標法の特例)

第五十四条 福島県知事が、第五十一条第二項第三号ロに規定する商品等需要開拓事業（以下この条において「商品等需要開拓事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該産業復興再生計画に記載された第七項の実施期間内に限り、当該商品等需要開拓事業については、次項から第六項までの規定を適用する。

2～6 (略)

7 第一項の産業復興再生計画には、第五十一条第二項第三号に掲げる事項として、商品等需要開拓事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

(種苗法の特例)

第五十五条 福島県知事が、第五十一条第二項第三号ハに規定する

新品種育成事業（以下この条において「新品種育成事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該新品種育成事業については、次項及び第三項の規定を適用する。

2・3 (略)

4 第一項の産業復興再生計画には、第六十一条第二項第三号に掲げる事項として、新品種育成事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

5 (略)

(地熱資源開発事業)

第六十六条 福島県知事が、第六十一条第二項第三号二に規定する地熱資源開発事業（以下「地熱資源開発事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地熱資源開発事業については、次条から第七十条までの規定を適用する。

第六十七条・第六十八条 (略)

(地熱資源開発事業に係る許認可等の特例)

第六十九条 第六十七条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。

一〇六 (略)

新品種育成事業（以下この条において「新品種育成事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該新品種育成事業については、次項及び第三項の規定を適用する。

2・3 (略)

4 第一項の産業復興再生計画には、第五十一条第二項第三号に掲げる事項として、新品種育成事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

5 (略)

(地熱資源開発事業)

第五十六条 福島県知事が、第五十一条第二項第三号二に規定する地熱資源開発事業（以下「地熱資源開発事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地熱資源開発事業については、次条から第六十条までの規定を適用する。

第五十七条・第五十八条 (略)

(地熱資源開発事業に係る許認可等の特例)

第五十九条 第五十七条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。

一〇六 (略)

2 (略)

第七十条 次の表の上欄に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第六十七条第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る地熱資源開発事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、認可又は認定があつたものとみなす。

(略)

(略)

2 次の各号に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第六十七条第五項の規定により公表されたときは、当該事項に係る地熱資源開発事業については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 三 (略)

3 前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出に係るものに限る。）が記載された地熱資源開発計画が第六十七条第五項の規定により公表されたときは、同法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出があつたものとみなす。

(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)

第七十一条 福島県知事が、第六十一条第二項第三号ホに規定する流通機能向上事業（以下この条において「流通機能向上事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、同号に掲げる事項

2 (略)

第六十条 次の表の上欄に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第五十七条第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る地熱資源開発事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、認可又は認定があつたものとみなす。

(略)

(略)

2 次の各号に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第五十七条第五項の規定により公表されたときは、当該事項に係る地熱資源開発事業については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 三 (略)

3 前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出に係るものに限る。）が記載された地熱資源開発計画が第五十七条第五項の規定により公表されたときは、同法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出があつたものとみなす。

(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)

第六十一条 福島県知事が、第五十一条第二項第三号ホに規定する流通機能向上事業（以下この条において「流通機能向上事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、同号に掲げる事項

として次の表の上欄に掲げる事項のいずれかを定めた場合であつて、国土交通省令で定める書類を添付して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該流通機能向上事業のうち、同表の下欄に掲げる登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該認定の日において、これらの登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(略)

(略)

2 前項の産業復興再生計画には、第六十一条第二項第三号に掲げる事項として、流通機能向上事業ごとに、当該事業の目標、流通業務施設の概要及び実施時期を定めるものとする。

3 福島県知事は、第一項の認定を申請しようとするときは、第六十一条第四項の規定にかかわらず、当該申請に係る産業復興再生計画に定めようとする流通機能向上事業の内容について、当該流通機能向上事業の実施主体として当該産業復興再生計画に定めようとする者の同意を得なければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第六十一条第十項（第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十一条第十項の同意をしてはならない。

として次の表の上欄に掲げる事項のいずれかを定めた場合であつて、国土交通省令で定める書類を添付して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該流通機能向上事業のうち、同表の下欄に掲げる登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該認定の日において、これらの登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(略)

(略)

2 前項の産業復興再生計画には、第五十一条第二項第三号に掲げる事項として、流通機能向上事業ごとに、当該事業の目標、流通業務施設の概要及び実施時期を定めるものとする。

3 福島県知事は、第一項の認定を申請しようとするときは、第五十一条第四項の規定にかかわらず、当該申請に係る産業復興再生計画に定めようとする流通機能向上事業の内容について、当該流通機能向上事業の実施主体として当該産業復興再生計画に定めようとする者の同意を得なければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第五十一条第十項（第五十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条第十項の同意をしてはならない。

一〇五 (略)

5 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第六十一条第十項の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業のうち、貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けなければならないものについて、その同意において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送（同法第六条第一項第五号に規定する国際貨物運送をいう。）に係る第二種貨物利用運送事業（同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。）の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

6 国土交通大臣は、福島県知事及び第一項の規定による認定の申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業の実施主体に対して、第六十一条第十項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

(政令等で規定された規制の特例措置)

第七十二条 福島県知事が、第六十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号へに規定する政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で、

一〇五 (略)

5 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第五十一条第十項の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業のうち、貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けなければならないものについて、その同意において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送（同法第六条第一項第五号に規定する国際貨物運送をいう。）に係る第二種貨物利用運送事業（同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。）の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

6 国土交通大臣は、福島県知事及び第一項の規定による認定の申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業の実施主体に対して、第五十一条第十項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

(政令等で規定された規制の特例措置)

第六十二条 福島県知事が、第五十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号へに規定する政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で、

それぞれ定めるところにより、同条第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

（地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置）

第七十三条 福島県知事が、第六十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号トに規定する地方公共団体事務政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、同条第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

第七十四条～第七十九条（略）

（その他の産業の復興及び再生のための措置）

第八十条 国は、第七十六条から前条までに定めるもののほか、原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進を図るため、放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振及び観光客の数の減少への対処その他の必要な取組に関し、財政上、税制上又は

それぞれ定めるところにより、同条第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

（地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置）

第六十三条 福島県知事が、第五十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号トに規定する地方公共団体事務政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、同条第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

第六十四条～第六十九条（略）

（その他の産業の復興及び再生のための措置）

第七十条 国は、第六十六条から前条までに定めるもののほか、原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進を図るため、放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振及び観光客の数の減少への対処その他の必要な取組に関し、財政上、税制上又は

金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(重点推進計画の認定)

第八十一条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると思われるものをいう。第八十四条において同じ。）の利用、医薬品、医療機器及びロボットに関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画（以下「重点推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2～5 (略)

6 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項（第八十三条に規定する事業又は第八十四条若しくは第八十五条に規定する施策に係る事項をいう。）について、当該重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

7 (略)

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第八十二条 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの規定は、重点推進計画について準用する。この場合において、同

金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(重点推進計画の認定)

第七十一条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると思われるものをいう。第七十四条において同じ。）の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画（以下「重点推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2～5 (略)

6 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項（第七十三条に規定する事業又は第七十四条若しくは第七十五条に規定する施策に係る事項をいう。）について、当該重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

7 (略)

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第七十二条 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの規定は、重点推進計画について準用する。この場合において、同

法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第五項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第六項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、並びに同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第五項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一项まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第三項から第七項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第五項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第六項に規定する重点推進事項（以下「重点推進事項」という。）」と、同法第八条第二項及び第十条第二項中「復興推進事業」とあるのは「重点推進事項」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第五項各号」と、同条第三項中「第四条第十一项」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第七項」と読み替えるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七十一条第五項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七十一条第六項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、並びに同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七十一条第五項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一项まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七十一条第三項から第七項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七十一条第五項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七十一条第六項に規定する重点推進事項（以下「重点推進事項」という。）」と、同法第八条第二項及び第十条第二項中「復興推進事業」とあるのは「重点推進事項」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七十一条第五項各号」と、同条第三項中「第四条第十一项」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七十一条第七項」と読み替えるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

第八十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、独立行政法人

中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）附則第

五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号の規定により

管理を行っている工場用地について、福島県知事が第八十一条第

五項の認定（前条において準用する東日本大震災復興特別区域法

第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた重点推進計画（次

条及び第八十五条において「認定重点推進計画」という。）に基

づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる

。

（研究開発の推進等のための施策）

第八十四条 国は、認定重点推進計画の実施を促進するため、再生

可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器及びロボットに関す

る研究開発その他の先端的な研究開発の推進及びその成果の活用

を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第八十五条・第八十六条 （略）

（生活の安定を図るための措置）

第八十七条 国は、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進す

るため、原子力災害の影響により避難指示区域から避難している

者（その避難している地域に住所を移転した者を含む。）次条にお

いて同じ。）及び避難指示区域に係る避難指示の解除により避難

第七十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、独立行政法人

中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）附則第

五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号の規定により

管理を行っている工場用地について、福島県知事が第七十一条第

五項の認定（前条において準用する東日本大震災復興特別区域法

第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた重点推進計画（次

条及び第七十五条において「認定重点推進計画」という。）に基

づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる

。

（研究開発の推進等のための施策）

第七十四条 国は、認定重点推進計画の実施を促進するため、再生

可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発

その他の先端的な研究開発の推進及びその成果の活用を支援する

ために必要な施策を講ずるものとする。

第七十五条・第七十六条 （略）

（生活の安定を図るための措置）

第七十七条 国は、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進す

るため、原子力災害の影響により避難指示区域から避難している

者（その避難している地域に住所を移転した者を含む。）及び避

難指示区域に係る避難指示の解除により避難解除区域に再び居住

解除区域に再び居住する者について、雇用の安定を図るための措置その他の生活の安定を図るため必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

(住民の円滑な帰還の促進を図るための措置)

第八十八条 国は、放射線又は長期にわたる避難により生ずる健康上の不安、帰還後における生活上の不安その他の原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者が有する帰還に対する不安を解消するため、福島地方公共団体が行う相談体制の整備その他の取組を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

第八十九条 国は、長期にわたる住民の避難その他の事情により避難指示区域においてイノシシその他の鳥獣による被害が増大していることに鑑み、住民の円滑な帰還を促進するため、避難指示区域内における当該被害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第九十条〜第百条 (略)

する者について、雇用の安定を図るための措置その他の生活の安定を図るため必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

(新設)

(新設)

第七十八条〜第八十八条 (略)

改 正 案	現 行
<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三条第八項において準用する第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三條第八項において準用する第三十三條第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p>

改正案	現行
<p>（通訳案内士法の特例） 第十七条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、奄美群島特例通訳案内士となる資格を有しない。 一～九（略） 十 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 6～10（略）</p>	<p>（通訳案内士法の特例） 第十七条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、奄美群島特例通訳案内士となる資格を有しない。 一～九（略） 十 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 6～10（略）</p>

改正案	現行
<p>（通訳案内士法の特例） 第十七条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、小笠原諸島特例通訳案内士となる資格を有しない。 一～九（略） 十 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 6～9（略）</p>	<p>（通訳案内士法の特例） 第十七条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、小笠原諸島特例通訳案内士となる資格を有しない。 一～九（略） 十 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 6～9（略）</p>

○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地域限定通訳案内士の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p>	<p>（地域限定通訳案内士の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p>

改正案	現行
<p>（通訳案内士法の特例） 第三十六条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、中心市街地特例通訳案内士となる資格を有しない。 一～九（略） 十 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 6～10（略）</p>	<p>（通訳案内士法の特例） 第三十六条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、中心市街地特例通訳案内士となる資格を有しない。 一～九（略） 十 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 6～10（略）</p>

改正案	現行
<p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、沖縄特例通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>6～9（略）</p>	<p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、沖縄特例通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>6～9（略）</p>

改正案	現行
<p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>6～14（略）</p> <p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 福島復興再生特別措置法第六十三条第八項において準用する</p>	<p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>6～14（略）</p> <p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 福島復興再生特別措置法第五十三条第八項において準用する</p>

通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6
14
(略)

通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6
14
(略)

改 正 案	現 行
<p>（災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 5 6（略）</p> <p>7 地方公共団体が、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第二十七条に規定する特定帰還者（第十七条第三項及び第四項において単に「特定帰還者」という。）</u>の帰還のための環境を整備し、又は同法第三十九条に規定する居住制限者（第十七条第三項及び第四項において単に「居住制限者」という。）の生活の拠点形成するため、又は同法第三十四條第三項に規定する帰還環境整備交付金（<u>第十条第三項及び第四項において単に「帰還環境整備交付金」という。）</u>又は同法第四十六條第三項に規定する生活拠点形成交付金（<u>第十七条第三項及び第四項において単に「生活拠点形成交付金」という。）</u>を当該公営住宅の建設等に要する費用に充てるときは、当該帰還環境整備交付金又は当該生活拠点形成交付金を第一項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>（公営住宅の家賃に係る国の補助）</p>	<p>（災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 5 6（略）</p> <p>7 地方公共団体が、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第二十九條第一項に規定する居住制限者（第十七条第三項及び第四項において単に「居住制限者」という。）</u>の生活の拠点を形成するために公営住宅の建設等をする場合において、<u>同法第三十六條第三項に規定する生活拠点形成交付金（第十七条第三項及び第四項において単に「生活拠点形成交付金」という。）</u>を当該公営住宅の建設等に要する費用に充てるときは、当該生活拠点形成交付金を第一項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>（公営住宅の家賃に係る国の補助）</p>

第十七条 (略)

2 (略)

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二条第一項の規定の適用を受け、若しくは東日本大震災に係る同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて東日本大震災により滅失したものに平成二十三年三月十一日において居住していた者に賃貸するため復興交付金を充て、特定帰還者に賃貸するため帰還環境整備交付金を充て、若しくは居住制限者に賃貸するため生活拠点形成交付金を充てて建設若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二（最初の五年間は、四分の三）を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、同法第二十二条第一項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に

第十七条 (略)

2 (略)

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二条第一項の規定の適用を受け、若しくは東日本大震災に係る同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて東日本大震災により滅失したものに平成二十三年三月十一日において居住していた者に賃貸するため復興交付金を充て、若しくは居住制限者に賃貸するため生活拠点形成交付金を充てて建設若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二（最初の五年間は、四分の三）を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、同法第二十二条第一項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数（同項の規定の適用を受けて建設又は買取

相当する戸数（同項の規定の適用を受けて建設又は買取りをする公営住宅がある場合にあっては、その戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

4 地方公共団体が、東日本大震災により滅失した住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた低額所得者又は特定帰還者若しくは居住制限者である低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額の全部又は一部に相当する額の復興交付金、帰還環境整備交付金又は生活拠点形成交付金が交付されたときは、当該復興交付金、帰還環境整備交付金又は生活拠点形成交付金を第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。

5
(略)

りをする公営住宅がある場合にあっては、その戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

4 地方公共団体が、東日本大震災により滅失した住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた低額所得者又は居住制限者である低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額の全部又は一部に相当する額の復興交付金又は生活拠点形成交付金が交付されたときは、当該復興交付金又は生活拠点形成交付金を第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。

5
(略)

改 正 案	現 行
<p>（認定が一般貨物自動車運送事業の許可等とみなされる場合の取扱い）</p> <p>第三十四条の三 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十一条第一項（産業復興再生計画の認定）に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定（同法第六十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の変更の認定を含む。）が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における福島復興再生特別措置法第七十一条第三項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）の同意をした者については、当該産業復興再生計画に係る同法第六十一条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の</p>	<p>（認定が一般貨物自動車運送事業の許可等とみなされる場合の取扱い）</p> <p>第三十四条の三 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第五十一条第一項（産業復興再生計画の認定）に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定（同法第五十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の変更の認定を含む。）が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における福島復興再生特別措置法第六十一条第三項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）の同意をした者については、当該産業復興再生計画に係る同法第五十一条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の</p>

五関係

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
(略)	(略)	(略)
<p>百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可 (注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条(道路運送法の特例)、第二十七条の六第一項(道路運送法の特例)若しくは第三十四条第一項(道路運送法の特例)又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条(道路運送法の特例)の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項(道路運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による道路運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の三第二項(地域公共交通再編実施計画の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による地域公共交通再編実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項(道路運送利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可又</p>		

五関係

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
(略)	(略)	(略)
<p>百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可 (注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条(道路運送法の特例)、第二十七条の六第一項(道路運送法の特例)若しくは第三十四条第一項(道路運送法の特例)又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条(道路運送法の特例)の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項(道路運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による道路運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の三第二項(地域公共交通再編実施計画の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による地域公共交通再編実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項(道路運送利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可又</p>		

は事業計画の変更の認可と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十四条第二項又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第八条の八第一項（道路運送法の特例）若しくは第十三条第一項（道路運送法の特例）の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条の七第一項（事業者計画の認可）の規定による事業者計画の認可若しくは同法第十一条第四項（活性化事業計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による活性化事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第二十九条第三項の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一条第一項（貨物自動車運送事業法の特例）

、福島復興再生特別措置法第七十一条第一項（流通機能向

は事業計画の変更の認可と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十四条第二項又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第八条の八第一項（道路運送法の特例）若しくは第十三条第一項（道路運送法の特例）の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条の七第一項（事業者計画の認可）の規定による事業者計画の認可若しくは同法第十一条第四項（活性化事業計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による活性化事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第二十九条第三項の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一条第一項（貨物自動車運送事業法の特例）

、福島復興再生特別措置法第六十一条第一項（流通機能向

<p>上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六条（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定、福島復興再生特別措置法第六十一条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第六十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可とみなす。</p>	(略)	(略)	<p>百三十九 貨物利用運送事業の登録若しくは許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>(注) 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十七条第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業法の特例）、流通業務総合効率化促進法第九条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第七十一条第一項（流通機能向上事</p>
--	-----	-----	--

<p>上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六条（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定、福島復興再生特別措置法第五十一条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可とみなす。</p>	(略)	(略)	<p>百三十九 貨物利用運送事業の登録若しくは許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>(注) 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十七条第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業法の特例）、流通業務総合効率化促進法第九条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第六十一条第一項（流通機能向上事</p>
--	-----	-----	--

業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十四条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第一種貨物利用運送事業の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における中心市街地の活性化に関する法律第四十八条第一項（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定）の規定による特定民間中心市街地活性化事業計画の認定若しくは同法第四十九条第一項（認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等）の規定による認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定、流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第六十一条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第六十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の適用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該登録又は変更登録とみなし、流通業務

業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十四条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第一種貨物利用運送事業の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における中心市街地の活性化に関する法律第四十八条第一項（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定）の規定による特定民間中心市街地活性化事業計画の認定若しくは同法第四十九条第一項（認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等）の規定による認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定、流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第五十一条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の適用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該登録又は変更登録とみなし、流通業務

<p>総合効率化促進法第十条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第七十一条第一項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十五条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第二種貨物利用運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第六十一条第九項の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可とみなす。</p>	(略)	百四十 倉庫業者の登録又は認定
<p>(注) 流通業務総合効率化促進法第八条（倉庫業法の特例）又は福島復興再生特別措置法第七十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）の規定により倉庫業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の</p>	(略)	(略)

<p>総合効率化促進法第十条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第六十一条第一項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十五条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第二種貨物利用運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第五十一条第九項の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可とみなす。</p>	(略)	百四十 倉庫業者の登録又は認定
<p>(注) 流通業務総合効率化促進法第八条（倉庫業法の特例）又は福島復興再生特別措置法第六十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）の規定により倉庫業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の</p>	(略)	(略)

認定)の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項(総合効率化計画の変更の認定)の規定による総合効率化計画の変更又は福島復興再生特別措置法第六十一条第九項(産業復興再生計画の認定)の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第六十二条第一項(東日本大震災復興特別区域法の適用)において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項(認定復興推進計画の変更)の規定による産業復興再生計画の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。

認定)の規定による総合効率化計画の認定若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第一項(総合効率化計画の変更の認定)の規定による総合効率化計画の変更又は福島復興再生特別措置法第五十一条第九項(産業復興再生計画の認定)の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項(東日本大震災復興特別区域法の適用)において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項(認定復興推進計画の変更)の規定による産業復興再生計画の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。

改 正 案

現 行

別表第三（第三十条の七関係）		別表第三（第三十条の七関係）	
提供を受け る他の都道 府県の執行 機関	事務	提供を受け る他の都道 府県の執行 機関	事務
（略）	（略）	（略）	（略）
二十一年の三 福島県知 事	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十 五号）による同法第六十三条第七項において準用す る通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第 一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二 十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令 で定めるもの	二十一年の三 福島県知 事	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十 五号）による同法第五十三条第七項において準用す る通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第 一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二 十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令 で定めるもの
（略）	（略）	（略）	（略）
二十九 福 島県知事	福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健 康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で 定めるもの	二十九 福 島県知事	福島復興再生特別措置法による同法第三十九条の健 康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で 定めるもの
別表第五（第三十条の八関係）		別表第五（第三十条の八関係）	
一〇二十六の二（略）		一〇二十六の二（略）	

二十六の三 福島復興再生特別措置法による同法第六十三条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七～三十三 (略)
三十四 福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十六の三 福島復興再生特別措置法による同法第五十三条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七～三十三 (略)
三十四 福島復興再生特別措置法による同法第三十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

改 正 案	現 行
<p>（都市施設）</p> <p>第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 一団地の復興再生拠点市街地形成施設（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十二条第一項に規定する一団地の復興再生拠点市街地形成施設をいう。）</p> <p>十三・十四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 密集市街地整備法第三十条に規定する防災都市施設に係る都市施設、都市再生特別措置法第十九条の四の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設及び同法第五十一条第一項の規定により決定又は変更をする都市計画に係る都市施設、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第十九条の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、一団地の復興再生拠点市街地形成施設並びに一団地の復興拠点市街地形成施設について都市計画に</p>	<p>（都市施設）</p> <p>第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十二・十三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 密集市街地整備法第三十条に規定する防災都市施設に係る都市施設、都市再生特別措置法第十九条の四の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設及び同法第五十一条第一項の規定により決定又は変更をする都市計画に係る都市施設、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第十九条の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設並びに一団地の復興拠点市街地形成施設について都市計画に定めるべき事項は、この法律に定めるも</p>

定めるべき事項は、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

5・6 (略)

(都市計画基準)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の二、第五号の二、第六号、第八号及び第十号から第十六号までに掲げる地域地区、促進区域、被災市街地復興推進地域、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、一団地の復興再生拠点市街地形成施設、一団地の復興拠点市街地形成施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域（第十二条の二第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画並びに集落地区計画に関する都市計画の策定に関し必要な基準は、前三項に定めるもののほか、別に法律で定める。

5・6 (略)

のほか、別に法律で定める

5・6 (略)

(都市計画基準)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の二、第五号の二、第六号、第八号及び第十号から第十六号までに掲げる地域地区、促進区域、被災市街地復興推進地域、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、一団地の復興拠点市街地形成施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域（第十二条の二第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画並びに集落地区計画に関する都市計画の策定に関し必要な基準は、前三項に定めるもののほか、別に法律で定める。

5・6 (略)

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）</p> <p>第五条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 前各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第八十三条</u>に規定する業務</p> <p>六 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）</p> <p>第五条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 前各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第七十三条</u>に規定する業務</p> <p>六 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第十一条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十条及び第四十二条に規定する業務を行うこと。</p> <p>五（略）</p>	<p>第十一条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十二条に規定する業務を行うこと。</p> <p>五（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十七条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三百三十八条又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十一条若しくは第四十三条の規定による貸付けを行うこと。</p> <p>二〃四（略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十七条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三百三十八条又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十三条の規定による貸付けを行うこと。</p> <p>二〃四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 復興庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第五号に規定する避難解除等区域の復興及び再生の推進に関する事、同法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業に関する事、同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画に関する事、同法第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金の配分計画に関する事、同法第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画に関する事、同法第四十六条第三項に規定する生活拠点形成交付金の配分計画に関する事、同法第六十一条第九項に規定する産業復興再生計画の認定に関する事、同法第八十一条第五項に規定する重点推進計画の認定に関する事並びに同法第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等、同法第四十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等及び同法第六十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業に関する関係行政機関の事務の調整</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 復興庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第五号に規定する避難解除等区域の復興及び再生の推進に関する事、同法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業に関する事、同法第三十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画に関する事、同法第三十六条第三項に規定する生活拠点形成交付金の配分計画に関する事、同法第五十一条第九項に規定する産業復興再生計画の認定に関する事、同法第七十一条第五項に規定する重点推進計画の認定に関する事並びに同法第三十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等及び同法第五十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。</p>

に関すること。

七〇九 (略)

三 (略)

七〇九 (略)

三 (略)